東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 9月30日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 9月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器貝殻除去装置出口配管空気抜き弁において、シート部に漏えい(海水が連続的に滴下)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2		主変圧器消火制御盤において、制御盤上部及び扉内壁に塗装のはく離とサビの発生が認められたため、当該制御盤を点検・修理。	対象外	